

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成21年10月分)について

(10月30日現在)

(1) 問い合わせ件数

平成21年10月1日～平成21年10月30日

45件

(2) 内訳

① 食品安全委員会関係	5 件
委員会	1 件
広報・ホームページ・メールマガジン	3 件
リスクコミュニケーション	1 件
② 食品の安全性関係(注1)	12 件
化学物質系	10 件
新開発食品等	2 件
③ 食品一般関係(注2)	26 件
化学物質系	8 件
生物系	1 件
新開発食品等	1 件
BSE関係	1 件
衛生関係	11 件
食品表示関係	2 件
その他	2 件
④ その他	2 件

注1) 食品の健康影響評価に関する事、ファクトシートの内容に関する事等、主として食品安全委員会の行う科学的評価に関する事項

注2) 食品一般に関する事項及び表示や衛生管理等、主としてリスク管理に関する事項

(参 考)

食の安全ダイヤルへの質問等のうち主なもの
(平成20年9月～平成21年10月)

		こんにゃく入りゼリー関連	メラミン(中国製乳製品等汚染)関連	事故米穀不正規流通関連	体細胞クローン牛等関連	新型インフルエンザ関連	DAG油	小計	その他	合計
平成20年	9月	1	19	67	0	0	0	87	84	171
	10月	42	30	13	0	0	0	85	124	209
	11月	0	8	39	0	0	0	47	72	119
	12月	1	3	2	0	0	0	6	57	63
平成21年	1月	0	0	1	5	0	0	6	53	59
	2月	0	0	0	3	0	0	3	57	60
	3月	0	0	0	10	0	0	10	61	71
	4月	0	0	0	5	8	0	13	70	83
	5月	0	1	0	5	15	0	21	50	71
	6月	0	0	0	1	0	0	1	51	52
	7月	0	0	0	0	0	0	0	51	51
	8月	0	0	0	1	0	4	5	53	58
	9月	0	0	1	1	0	21	23	37	60
	10月	0	0	0	0	2	8	10	35	45
	合計	44	61	123	31	25	33	317	855	1172

(3) 問い合わせの多い質問等

Q 消費者庁がこの9月1日に新たに設置されましたが、食品安全行政にどのように関係するのでしょうか。

A 消費者庁は、食品安全行政も含めて、各省庁がそれぞれ所管していた消費者に身近な法律を、所管・共管するなど、消費者行政を統一的、一元的に推進するため、平成21年9月1日に設置されました。

具体的には、消費者庁は、次のような業務を行っていくこととされています。

- ① 食中毒や製品事故などの事故情報を集約して、分析し、事故情報を公表したり、関係する省庁に措置を求めるなど、適切な対応を実施できるよう調整、整理
- ② 事故の発生が想定されておらず、各省庁の所管に当てはまらないために行政が対応することが難しかった事案等（いわゆる「すきま事案」）に対応するための、総合的な調整
- ③ 食品安全行政の分野では、これまで別々の省庁で取り扱っていた、食品衛生法やJAS法、健康増進法に基づく食品の表示について、消費者庁で統一的に食品表示基準などのルールを定め、そのルールが守られていることを監視、指導するとともに、消費者庁が総合的に調整しながら食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを関係機関が連携して実施

食品安全委員会は、これまでどおり科学に基づく中立公正な唯一のリスク評価機関として、科学情報の提供を行うとともに、消費者庁やその他のリスク管理機関と一層緊密に連携しながら、食品安全行政（※）の一翼を担っていきます。

※ 平成15年7月に施行された食品安全基本法に基づき、「国民の健康の保護が最も重要」であるという基本的認識の下で、食品の安全性に「絶対」はなく、どのような食品にもリスクがあることを前提に、食品中に含まれる農薬や添加物、微生物などの危害要因について、食品安全委員会が「食べても安全かどうか調べて、決め」（リスク評価）、その結果に基づいて、厚生労働省や農林水産省などが「食べても安全となるようにルールを決めて、監視」（リスク管理）するという、新たな食品安全行政の仕組み（リスク分析）が導入された。